

重 議	
提 出 者	文 教 厚 生 委 員 会
提 出 年 月 日	平 成 2 3 年 1 1 月 2 9 日
種 類	決 議
件 名	対馬地域新病院建設に係る実施設計委託業務の適正な執行に関する決議
要 旨	<p>対馬地域新病院建設に係る基本設計業務の委託発注に関して、受注を希望する業者間において競争入札妨害とも疑いが持たれる事案が発覚した。</p> <p>このため、文教厚生委員会において関係者を招致し真相解明を図るべく集中審査を行ったが、関係当事者間での主張が大きく食い違うものの、捜査権を有しない委員会としては、その真偽を究明するまでには至っていない。</p> <p>しかしながら、かかる疑惑がある中において、通常行われるように基本設計を受託した業者が、これに繋がる実施設計及び建設の施工管理に何らかの形で関与することを黙認することは、一点の曇りもなく公正に行われるべき県並びに県関係団体の業務執行方法として看過することはできない。</p> <p>特に、本件において問題視すべきは、基本設計を受託した業者が疑惑を持たれるような行為を自ら行った点にある。</p> <p>よって、長崎県に対し、こうした問題がある以上、公平・公正な業務発注について、県民の信頼を一層勝ち得る意味から、今後の実施設計の業務委託においては、今般の疑義の解明が一定なされるまでは中断するよう、長崎県病院企業団に対して求めることを、議会として決議するものである。</p> <p>なお、文案の作成及び提出の諸手続については、議長に一任する。</p>
提 出 先	